

宮城県公報

行 宮 城 県
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○知事指定薬物の指定	(薬務課)	一
○飼料試験結果の公表	(畜産課)	一
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	二
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始	(同)	三
○都市計画変更の図書の縦覧(二件)	(都市計画課)	三
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(管財課)	五
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	七
○宮城県市町村職員共済組合平成二十七年年度決算の要旨の公表		八
○仙台市職員共済組合平成二十七年年度決算の要旨の公表		一〇
○宮城県公報第二七八号(平成二十八年五月二十日付け)中		一二

告 示

○宮城県告示第五百七十七号
宮城県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十七年条例第六十九号)第十三条第一項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第四項の規定により告示する。
平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 知事指定薬物の名称

- 1 化学名 一(三・四)ジメトキシフェニル一ニ(メチルアミノ)プロパン一オン及びその塩類(通称名…3,4-Dimethoxyamphetamine)
 - 2 化学名 一ベンチル一N(キノリン一八イル)一Hインダゾール一三カルボキサミド及びその塩類(通称名…THJ)
 - 3 化学名 エチル二(一(五)フルオロベンチル)一Hインダゾール一三カルボキサミド一三・三ジメチルプタノアイト及びその塩類(通称名…5F-AEB又は5F-EMBIP INACA)
 - 4 化学名 メチル二(一(四)フルオロベンジル)一Hインドール一三カルボキサミド一三・三ジメチルプタノアイト及びその塩類(通称名…MDMB-FUBICA)
- 二 指定の理由
中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚的作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。
- 三 指定の効力が生ずる日
平成二十八年六月二十五日
- 宮城県告示第五百七十八号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十八年五月に取去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。
平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成28年5月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年(月)	試験項目	違反の有無及び違反の内容
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	魚粉	イナホ・フイツシユミール	H28.1	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無
協同フイツシユミール工業株式会社 石巻事業所 石巻市	同左	魚粉	65%フイツシユミール	H28.5	重金属-鉛, 水銀, カドミウム	無

栄養成分に関する検査

平成28年5月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年(月)	試験結果の概要													違反の内容	
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性塩素 %	水溶性塩素 %	ペプトン消化率 %	T D N %	M E kcal/kg	その他 の検査			
石巻魚糧工業株式会社 石巻市	同左	イナホ・フイツシユミール63	H28.1	64.4					20.3									
みらい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ITOCHU さこやか ラクテイ	H28.5	26.92	20.48	1.172	0.832	0.92	7.72									
フイード・ワン株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ラクテイープラン	H28.5	17.69	5.45	0.935	0.683	4.75	5.59									
協同フイツシユミール工業株式会社 石巻事業所 石巻市	同左	65%フイツシユミール	H28.5	66.9					19.4									

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「飼」を付けている。

〇宮城県告示第五百七十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により県営沼田・八木地区

土地改良事業農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業(経営体育成型))計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年七月二十五日まで

三 縦覧場所

栗原市役所

○宮城県告示第五百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 鹿又停車場広淵線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
石巻市須江字館八一番四地先から 同市須江字館八一番五地先まで		前 一五・七 二四・一	二四・一	六〇・三
		後 一一・三 二四・一	二四・一	六〇・三

○宮城県告示第五百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 志津川登米線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
本吉郡南三陸町志津川字竹川原二三番 一〇地先から 同郡同町志津川字下保呂毛五番七地先 まで		前A 五・五	四七〇・〇	四七〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後A 五・五	四七〇・〇	四七〇・〇	
		後B 六・〇	四七〇・〇	四七〇・〇	

○宮城県告示第五百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十八年六月二十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	志津川登米線	本吉郡南三陸町志津川字竹川原二三番一〇地先から 同郡同町志津川字下保呂毛五番七地先まで	平成二十八年 六月二十七日

○宮城県告示第五百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画緑地
- 2 名称 一号矢本海浜緑地

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

- 1 追加しようとする土地の区域
東松島市大曲字下台の一部
- 2 廃止しようとする土地の区域
東松島市大曲字下台、矢本字下立沼前、同字板取、同字鎌沼、同字三本松、同字沼下、同字弘法及び牛網字海辺の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び東松島市役所（復興政策部復興都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年七月八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画下水道
- 2 名称 仙台市仙塩流域関連公共下水道

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

- 1 追加しようとする土地の区域
仙台市泉区 松森字城前及び同字堂谷の各一部

(2) 雨水

- 仙台市泉区 市名坂字西裏、同字善正寺、同字町、七北田字欠下、同字古川、同字古内、同字赤生津、同字二本柳、同字柳、泉中央一丁目及び泉中央四丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

- (1) 汚水
なし
- (2) 雨水

仙台市宮城野区 岩切字台屋敷及び同字入生沢の各一部

仙台市泉区 七北田字菅間、同字道及び松森字歩坂の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び仙台市役所（都市整備局計画部都市計画課）

四 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年七月八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第五百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、新田北部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月二十四日

宮城県東部地方振興事務所

所長 加 藤 慶 太

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十八年五月三十一日	高橋 孝喜	登米市迫町新田字錠穴六十九番地	理事
平成二十八年五月三十一日	星 公 司	登米市迫町新田字山居三十番地一	理事
平成二十八年五月三十一日	及川 満夫	登米市迫町新田字菱ノ倉百六番地六	理事
平成二十八年五月三十一日	伊藤 久雄	登米市迫町新田字大久保百九十三番地	理事

二 退任した者

平成二十八年五月三十日	星 栄一	登米市迫町新田字山居二十番地	理事
平成二十八年五月三十日	佐々木 英俊	登米市迫町新田字彦道二百番地三	理事
平成二十八年五月三十日	高橋 弘志	登米市迫町新田字飯島九番地	理事
平成二十八年五月三十日	伊藤 久雄	登米市迫町新田字大久保百九十三番地	理事
平成二十八年五月三十日	及川 満夫	登米市迫町新田字菱ノ倉百六番地六	理事
平成二十八年五月三十日	白石 國詔	登米市迫町新田字井守沢二百九番地三十	理事
平成二十八年五月三十日	星 公司	登米市迫町新田字山居三十番地一	理事
平成二十八年五月三十日	高橋 孝喜	登米市迫町新田字錠穴六十九番地	理事

平成二十八年五月三十一日	高橋 弘志	登米市迫町新田字飯島九番地	理事
平成二十八年五月三十一日	星 栄一	登米市迫町新田字山居二十番地	理事
平成二十八年五月三十一日	及川 徳浩	登米市迫町新田字山崎二百四十五番地十八	理事
平成二十八年五月三十一日	星 己年夫	登米市迫町新田字境田二十六番地	理事
平成二十八年五月三十一日	星 英雄	登米市迫町新田字彦道二百二十一番地	理事
平成二十八年五月三十一日	高橋 元昭	登米市迫町新田字錠穴十八番地十六	理事
平成二十八年五月三十一日	川崎 健一	登米市迫町新田字井守沢二百九番地八十四	理事
平成二十八年五月三十一日	相馬 好	登米市迫町新田字下品ノ浦九十番地	監事
平成二十八年五月三十一日	星 富雄	登米市迫町新田字彦道百四十五番地	監事
平成二十八年五月三十一日	石川 正男	登米市迫町新田字狼ノ久二十番地百	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件の名称及び数量 本庁舎等電話交換設備賃貸借 一式
 - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 賃貸借期間 平成二十九年一月一日から平成三十四年十二月三十一日まで
 - 4 設置場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎ほか
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
 - 3 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
 - 4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
 - 5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

平成二十八年五月三十日	及川 徳浩	登米市迫町新田字山崎二百四十五番地十八	理事
平成二十八年五月三十日	星 己年夫	登米市迫町新田字境田二十六番地	理事
平成二十八年五月三十日	高橋 一夫	登米市迫町新田字飯島七番地	理事
平成二十八年五月三十日	遊佐 吉信	登米市迫町新田字番屋八十六番地	監事
平成二十八年五月三十日	相馬 好	登米市迫町新田字下品ノ浦九十番地	監事
平成二十八年五月三十日	細目 茂夫	登米市迫町新田字大鹿野二十六番地一	監事

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づき更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第三号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取

引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に内線三百回線（容量）以上の電話交換設備貸借契約を履行した実績を有する者であること。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五）へ平成二十八年七月十五日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続の総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

3 郵送による入札説明書及び仕様書の交付期限 郵送により書面での入札説明書及び仕様書の交付を希望する場合は、平成二十八年七月十五日（金）まで2宛で申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査
(一) 電子調達システムを用いて参加資格審査を受ける場合 電子調達システム（以下「システム」という。）により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年七月十三日（水）から平成二十八年七月二十一日（木）までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十八年七月二十一日（木）までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合
入札期間 平成二十八年八月一日(月) 午前九時から平成二十八年八月四日(木) 午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 平成二十八年八月四日(木) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十八年八月五日(金) 午前九時三十分 宮城県行政庁舎二階 管財課内

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 財務規則第百条の規定に基づいて作成された予定価格(以下「予定価格」という。)の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書作成の要否 要

9 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 この入札に係る調達案件は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となったときは、契約書の定めにより契約を解除する。

11 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to Be Procured : Lease contract for telephone replacement in locations including Miyagi Prefecture Government Office Building (1 set)

2 Period of Lease : From January 1, 2017 to December 31, 2022

3 Place of Delivery : 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan, and other locations

4 Deadline for Bid : August 4, 2016 (Thu), 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Chisato Nei, General Affairs Section, Property Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai,

Miyagi, 980-8570 Japan, Tel: 022-211-2351

○県営北上地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))計画の変更に当たり、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第四項の規定による協議を行うので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、当該土地改良事業変更計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該土地改良事業変更計画の概要に意見がある者は、宮城県知事に対し意見書を提出することができ。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

県営北上地区土地改良事業(農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業))

変更計画概要書

二 縦覧期間

平成二十八年六月二十四日から平成二十八年七月二十五日まで

三 縦覧場所

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市役所北上総合支所
意見書の提出について

- 1 提出期限 平成二十八年七月二十五日
- 2 提出方法 宮城県東部地方振興事務所長宛て提出してください。
送付先 〒九八六一〇八一二 宮城県石巻市東中里二丁目四の三十二
電子メールアドレス etssgsinks@pref.miyagi.jp
- 3 意見書の様式等 様式は任意ですが、言語は日本語に限りませす。また、氏名（法人名）及び連絡先を必ず記入してください。
- 4 意見書の取扱い 提出された意見書の内容は、石巻市役所及び石巻市役所北上総合支所で縦覧に供されます。また、提出された意見に対しては、個別には回答しませんので、あらかじめ御了承願います。
- 5 その他 電話による意見はお受けできません。

雑 報

○宮城県市町村職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十七年年度決算の要旨を公告する。

平成二十八年六月二十四日

宮城県市町村職員共済組合

理事長 布 施 孝 尚

宮城県市町村職員共済組合平成27年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
12	21	1	17	51

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市町村長	特定消防	市町村長長期	船員一般	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	16,344	34	1,796		12	378	18,564
標準報酬月額 (千円)	長期	5,821,936	21,020	610,398		4,900	6,458,254
	短期	6,043,796	27,890	610,428		4,900	6,799,560
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	356,212	618,235	339,865		408,333	355,122
	短期	369,787	820,294	339,882		408,333	366,277

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	20	2	3	1	1	1	28

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)													
負担金	5,546,515	8,525,823	6,511,064	384,258	13,644			196,174	173,763				
掛金・保険料	5,679,700	4,398,831	4,426,336	384,249					167,640				
施設収入・商品売上										241,799			
連合会交付金	133							64,143				566	
利息及び配当金	638					51,472	47,411	124	325	782	590,681	120,080	2
その他収入	579,776							309	12,363	34,221	31,591		20,370
他経理から繰入金								32,656		90,000			
前年度繰越支払準備金	790,173												
計	12,596,935	12,924,654	10,937,400	768,507	13,644	51,472	47,411	293,406	354,091	366,802	622,272	120,646	20,372
(支 出)													
給付金	5,213,158												
負担金払込金		8,525,823	6,511,064	384,258	13,644								
掛金・保険料払込金		4,398,831	4,426,336	384,249									
役員給与								139,805	13,837	115,710	6,254	6,839	4,689
特定健康診査等費									22,387				
旅費・事務費								12,434	3,683	1,944	3,559	2,587	561
商品仕入										6,750			
飲食材料費										44,962			
委託費								5,543	7,076	6,074	47	255	
支払利息						51,472	47,411				489,421	93,306	8,991
老人保健拠出金	61												
退職者給付拠出金	211,146												
前期高齢者納付金	2,168,597												
後期高齢者支援金	1,997,635												
介護納付金	838,087												
連合会払込金	137,762											6,037	
連合会拠出金	457,576												
他経理へ繰入金	32,656								90,000				
その他支出	9,862							132,074	240,721	153,633	3,115	2,157	3,507
次年度繰越支払準備金	789,924												
計	11,856,464	12,924,654	10,937,400	768,507	13,644	51,472	47,411	289,856	377,704	329,073	502,396	111,181	17,748
差引当期利益金	740,471							3,550		37,729	119,876	9,465	2,624
差引当期損失金									23,613				
年度末支払準備金	789,924												
年度末資本剰余金								40,923	19,404	1,515,074			9,673
年度末利益剰余金	1,912,265							344,922	1,213,446	88,617	1,988,086	628,419	169,842

○仙台市職員共済組合理事長から、次のとおり公報掲載の依頼があった。

平成二十八年六月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

仙台市職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十七年年度決算の要旨を公告する。

平成二十八年六月二十四日

仙台市職員共済組合

理事長 稲 葉 信 義

仙台市職員共済組合平成27年度決算の要旨

1 組合に属する地方公共団体等

市	合 計
1	1

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一 般	市 長	特定消防	継続長期	任意継続	合 計
組 合 員 数 (人)	8,248	1	990	1	100	9,340
標準報酬の月額 (千円)	長期	3,565,640	620	444,680	530	4,011,470
	短期	3,628,460	1,090	445,950		4,111,766
1人当たり標準報酬月額 (円)	長期	432,304	620,000	449,172	530,000	434,142
	短期	439,920	1,090,000	450,455		440,279

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経 理 単 位	業 務	貸 付	合 計
人 員	4	1	5

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	預託金管理	経過の長期 預託金管理	業 務	保 健	貯 金	貸 付
(収 入)											
負担金	3,125,411	4,776,841	3,951,670	233,459	8,259			39,390	94,172		
掛金・保険料	3,156,453	2,473,242	2,690,949	233,643					91,089		
利息及び配当金						22,388	19,601			133,376	62,955
その他収入	309,183							32,303	1		320
他経理からの繰入金								12,296			
前年度繰越支払準備金	414,786										
計	7,005,833	7,250,083	6,642,619	467,102	8,259	22,388	19,601	83,989	185,262	133,376	63,275
(支 出)											
給付金	2,755,816										
役員給与								37,043	3,071	1,588	5,677
旅費・事務費								8,662	580	356	1,086
委託費								2,695	5,596	160	113
支払利息						22,388	19,601			116,243	41,987
連合会払込金	79,404	7,250,083	6,642,619	467,102	8,259						3,266
連合会拠出金	265,159										
老人保健拠出金	31										
退職者給付拠出金	125,322										
前期高齢者納付金	1,194,822										
後期高齢者支援金	1,104,504										
病床転換支援金											
介護納付金	489,324										
他経理へ繰入金	12,296										
その他支出	2,192							37,413	159,118	630	1,597
次年度繰越支払準備金	418,974										
計	6,447,844	7,250,083	6,642,619	467,102	8,259	22,388	19,601	85,813	168,365	118,977	53,726
差引当期利益金	557,989							△ 1,824	16,897	14,399	9,549
年度末支払準備金	414,974										
年度末資本剰余金									1,513		
年度末利益剰余金	1,229,038							41,994	426,531	395,043	1,166,562

正 誤

○宮城県公報第二七五八号（平成二十八年五月二十日付け）中

ページ

二

上 段

株式会社	申請者の氏名
by JA	

正

岩佐海苔店	申請者の氏名
岩佐志津子	

誤